

【郡山市】工場立地法及び福島県工業開発条例の概要・フローチャート

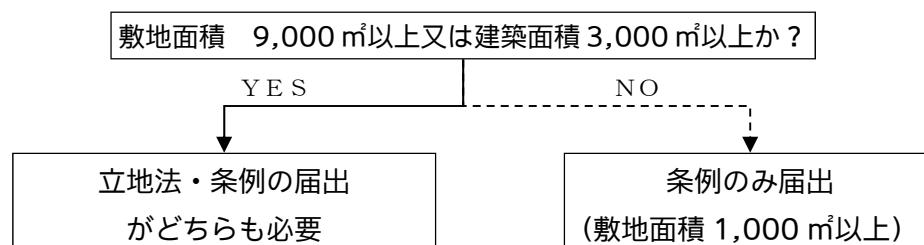
◇工場等を新設又は変更等する場合には、下記の書類をどちらも提出する場合があります。

■工場立地法と福島県工業開発条例の関係

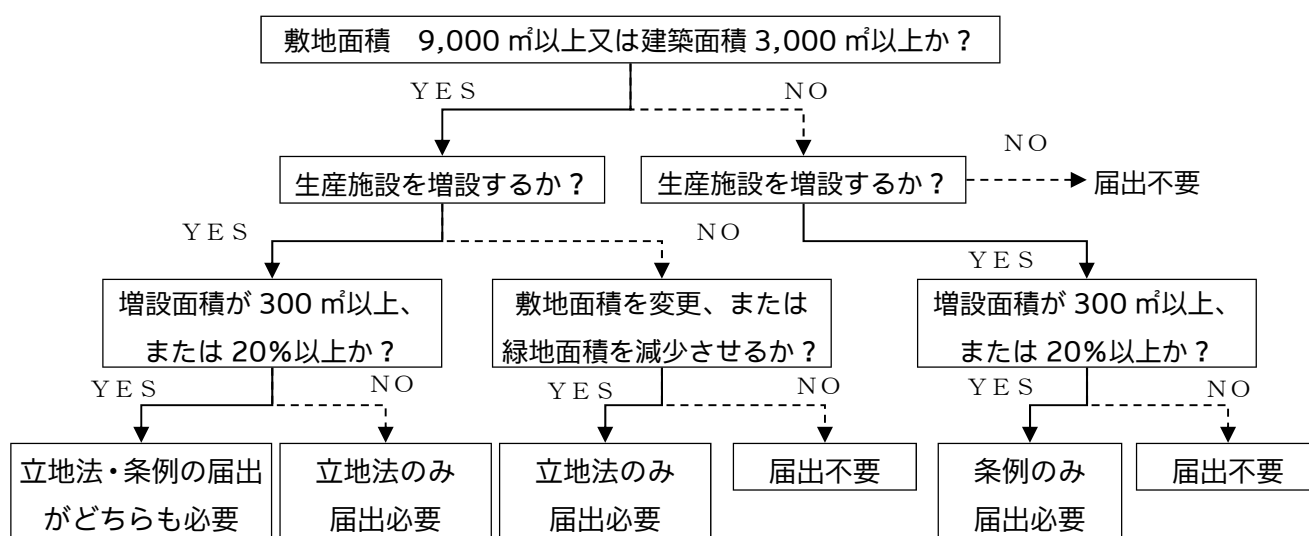
	工場立地法	福島県工業開発条例
届出書類	特定工場新設(変更)届出書	工場設置新設(増設)届出書
対 象	1) 敷地面積 9,000m ² 以上 又は 2) 建築面積 3,000m ² 以上	敷地面積 1,000 m ² 以上
変更届出 を要する 場合	1) 生産施設を増設 2) 敷地面積の増減 3) 緑地等環境施設面積の減少	1) 生産施設を 300 m ² 以上増設 2) 上記以下で、従前の生産施設面積の 20%以上の増設
規制内容	1) 生産施設面積率 2) 緑地を含む環境施設面積率	1) 土地利用計画の整合 2) 公害防止措置
届出時期	工事着工の 90 日前まで(短縮申請あり)	工事着工の 90 日前まで
提出方法	2021 年 4 月より、全ての届出書への押印が不要となりました。 届出の際は、申請企業様から直接郵送・メール・持参によりご提出ください。	

届出フローチャート

○新設の場合



○変更の場合



※立地法＝工場立地法、条例＝福島県工業開発条例のこと。

1 工場立地法の概要

■工場立地法とは

工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めで、事前の届出が必要です。

なお、「郡山市工場立地法準則条例」が平成 27 年 7 月 6 日に施行され、面積率が緩和されました。

■対 象

工場立地法の対象となるのは、以下の要件を満たす工場で、「特定工場」と呼ばれます。

特定工場	業 種	製造業（日本標準産業分類による製造業、電気・ガス又は熱供給業）
	規 模	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上のいずれかに該当するもの

■主な届出の種類

(1) 特定工場新設(変更)届出書(工場立地法第 6 条第 1 項、第 8 条)

届出対象	敷地面積 9,000m ² 以上又は建築面積が 3,000m ² 以上の工場で新設・変更を行うとき		
変更届出の対象	1) 生産施設を増設するとき 2) 敷地面積が増加または減少するとき 3) 緑地等の環境施設面積が減少するとき		
規制の内容	1) 生産施設面積率の制限 業種によって、敷地面積の 30～65%の範囲で上限設定されています。		
	2) 緑地面積率、環境施設面積率 敷地面積に対し、下記の基準以上の緑地・環境施設の確保が必要です。		
	適用区域	工業地域、工業専用地域、 市街化調整区域	準工業地域
	緑地面積率	5 %	10%
	環境施設面積率	10%	15%
上記を除く区域については、緑地面積率 20%、環境施設面積率 25%の確保が必要です。			
届出の時期	工事着工の 90 日前まで（30 日前までの短縮申請あり）		
届出の部数	1 部（正本 1 部[郡山市用]） （平成 29 年 4 月 1 日以降、県への提出不要） 副本の返却が必要な場合はさらにもう 1 部提出が必要です。		

<届出書を要しない変更>

- ・生産施設の撤去
- ・修繕に係る生産施設面積の変更で、30 m²未満のもの
- ・1 階建ての工場を 2 階建て以上にする場合で、水平投影面積の変更がないもの
- ・生産施設をそのままの状態に移設する場合

(2) 特定工場（氏名・住所）変更届出書（工場立地法第 12 条）

届出対象	特定工場新設（変更）届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更したとき
届出の内容	・商号の変更 ・本社所在地の変更 （※代表者の変更の場合は該当しない。）
届出の時期	遅滞なく
届出の部数	1 部（正本 1 部[郡山市用]） 副本の返却が必要な場合はさらにもう 1 部提出が必要です。

(3) 特定工場承継届出書（工場立地法第 13 条第 3 項）

届出対象	特定工場新設（変更）届出をした者の地位を承継したとき
届出者	・届出に係る特定工場の譲受人、借受人 ・届出をした者の相続人（個人の場合） ・届出をした者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人（法人の場合）
届出の時期	遅滞なく
届出の部数	1 部（正本 1 部[郡山市用]） 副本の返却が必要な場合はさらにもう 1 部提出が必要です。

(4) 特定工場廃止届出書（工場立地法運用例規集 2-1-1-17）

届出対象	特定工場を廃止するとき
届出内容	・特定工場の設置者の氏名または名称及び住所 ・特定工場設置の場所 ・特定工場における製品 ・特定工場の敷地面積及び建築面積 ・廃止後の敷地利用の予定
届出の時期	遅滞なく
届出の部数	1 部（正本 1 部[郡山市用]） 副本の返却が必要な場合はさらにもう 1 部提出が必要です。

2 福島県工業開発条例の概要

■福島県工業開発条例とは

適正な工場立地を推進するために必要な措置を明らかにするよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、土地利用計画（都市計画法、森林法）との整合性や公害防止措置などの定めで、事前の届出が必要です。

着工の 90 日前までに

操業開始後すみやかに

忘れずに！！

工場設置新設（増設）届出書提出

操業開始届出書提出

（１）工場設置新設(増設)届出書（福島県工業開発条例第 13 条）

届出対象	・敷地面積 1,000 ㎡以上の工場で、新設または増設を行なうとき ・生産施設を 300 ㎡以上増設するとき ・増設の生産施設面積が、増設前の生産施設面積の 20%を超えるとき
内容	土地利用計画(農地法、森林法、都市計画法等)との整合性について 公害防止措置(大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止措置及び廃棄物の適正処理)について
届出の時期	工事着手の 90 日前までに提出（短縮申請はありません。）
届出の部数	3 部（正本 1 部[福島県用]、副本 2 部[郡山市用、県中地方振興局用]） 副本の返却が必要な場合はさらにもう 1 部提出が必要です。

（２）操業開始届出書（福島県工業開発条例施行規則第 3 条）

届出対象	・工場設置届出をした者が、当該工場の操業を開始したとき
届出の時期	操業を開始後、すみやかに
届出の部数	3 部（正本 1 部[福島県用]、副本 2 部[郡山市用、県中地方振興局用]） 副本の返却が必要な場合はさらにもう 1 部提出が必要です。

3 届出先・お問合せ先

郡山市農商工部産業創出課

〒963-8601 福島県郡山市朝日 1 丁目 23 番 7 号 西庁舎 4 階

電話：024-924-2271 FAX：024-925-4225

Email：sangyousousyutu@city.koriyama.lg.jp